

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例（平成16年3月31日京都市条例第52号）（総務局人事部給与課）

次のとおり、地方公務員災害補償法の一部改正に準じ、罰金の上限額を引き上げる等の措置を講じることとしました。

1 罰金の上限額の引上げ

実施機関等に対し、虚偽の報告をした者等に対する罰金の上限額を次のとおり引き上げます。

改正前	改正後
100,000円	200,000円

2 規定の整備

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備します。

3 実施時期

1の改正は平成16年6月1日から、2の改正は平成16年3月31日から実施することとしました。

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第52号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例

京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第21条中「100,000円」を「200,000円」に改める。

別表第1備考中「別表第1」を「別表第2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第21条の改正規定は平成16年6月1日から、別表第1の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第21条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(総務局人事部給与課)